

地理空間情報社会を担う地理空間情報専門技術認定制度の創設 －測量専門技術認定者のブラッシュアップ講習を実施－

社団法人日本測量協会

(社)日本測量協会では、平成19年度から「地理空間情報専門技術認定制度」を創設するとともに同制度に伴う「地理空間情報専門技術講習」を実施します。

1. 新認定制度の目的

今年の通常国会に提出された「地理空間情報活用推進基本法案」の基本理念に基づき、従来の測量専門技術に加え地理空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見、地理空間情報の基盤を確立するための設計・構築に関する基本的な能力を有する技術者を社会的に認定するための新たな制度です。地理空間情報専門技術者は、めまぐるしく進化する最新の地理空間情報技術を有することにより、地理空間情報基盤の品質の安定的な確保を担い、国民に安定した地理空間情報を提供することができます。さらに、行政の効率化・高度化、国民生活の安全・安心の確保、また新産業の創出等にも貢献するとともに、測量技術者の社会的地位の向上が図られ、社会福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 受講及び受験資格

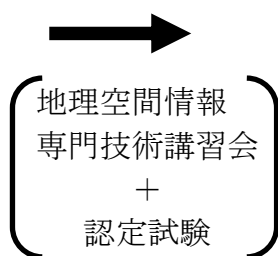
基本法で求める技術者には、高度な測量専門技術を有することに加え、地理空間情報を活用できる能力を有することが求められていることに鑑み、平成19年度・20年度は測量専門技術認定者（登録更新済みの者及び平成16年度～20年度に認定された者）を対象として、ブラッシュアップ講習を実施します。

平成21年度からは地理空間情報専門技術講習会・試験を実施します。この講習会・試験の受験資格は測量専門技術講習会と同様です。

現在試験を実施している測量専門技術

測量専門技術者	基準点測量	1・2級
	写真測量	1・2級
	G I S	1・2級
	路線測量設計	
	河川測量設計	
	用地測量調査	
	防災調査	
	環境調査	

平成19年度・20年度



地理空間情報専門技術者術	基準点測量	1・2級
	写真測量	1・2級
	G I S	1・2級
	路線測量設計	
	河川測量設計	
	用地測量調査	
	防災調査	
	環境調査	

※地図製図等の現在認定試験を実施していない資格も該当します。

3. ブラッシュアップ講習のカリキュラム概要

- ①地理空間情報活用推進基本法案
- ②地理空間情報活用推進基本法案に伴う測量法の改正案
- ③地理空間情報活用推進基本計画案
- ④地理空間情報の基盤整備
- ⑤地理空間情報技術の応用
- ⑥衛星測位に関する技術
- ⑦プロポーザルの作り方

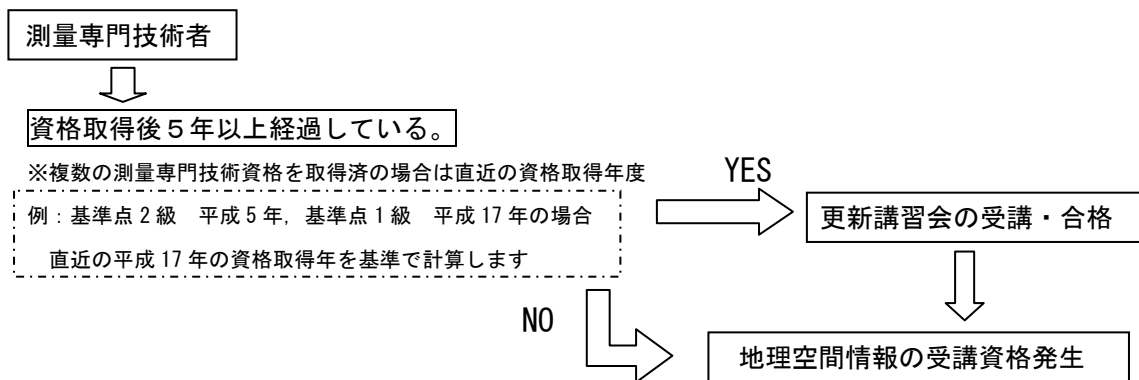
4. 講習及び認定試験の概要

- ①講習：CD-ROMによる自己学習形式
- ②認定試験：学力試験とレポート提出（郵送）
- ③日程：平成19年9月頃受付開始（予定）
- ④受講費用：5,000円（測量協会会員）、12,000円（非会員）

5. 有資格者の処遇

地理空間情報専門技術者は、国土地理院の資格基準にある「測量主任技師」又は「測量技師」と同等クラスの技術者として(社)日本測量協会が認定します。具体的には、国土地理院をはじめ、国土交通本省、地方整備局、地方公共団体、公益法人等が計画する地理空間情報関連事業の入札条件の際の技術評価要素及び選定要件として活用されることが期待できます。

6. 地理空間情報への移行ステップ（平成20年までの測量専門技術資格取得者）



- (1) 平成19年度及び平成20年度は測量専門技術認定制度及び測量専門技術登録更新制度を継続します。
- (2) 平成16年度～20年度の測量専門技術者及び測量専門技術登録更新者で、地理空間情報専門技術講習を受講し、認定試験に合格した者は地理空間情報専門技術者として認定します。
- (3) 地理空間情報専門技術者には5年毎の更新講習を義務化します。